

令和6年度

品川区会計年度任用職員 (保育園・幼稚園) 募集案内

令和6年4月1日

品川区

この採用選考は、地方公務員法第22条の2第1項第1号に定める会計年度任用職員の採用候補者を決定するために実施するものです。

※ 常勤職員と同様に、サービスの宣誓、法令および上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、守秘義務、職務専念義務、政治的行為の制限が適用されるとともに、人事評価、分限処分、懲戒処分の対象となります。

1. 採用する職、採用予定数 ※定員に達し次第締め切り

職	主な職務内容	採用予定数
保育士	保育園の保育補助	若干名
技能補助(保育園・幼稚園)	保育園・幼稚園の保育補助	若干名
保育指導員	幼稚園の保育補助	若干名
技能補助(子育て支援員)	幼稚園の保育補助	若干名

2. 受験資格 別表のとおり

※ ただし、地方公務員法第16条の各号のいずれかに該当する方(最終ページ《参考》参照)は応募できません。

3. 採用予定時期 随時採用

4. 任期 採用日から令和7年3月31日まで

5. 合格者の取扱い 選考合格後、会計年度任用職員採用候補者名簿に登載されます。 なお、名簿登載期間は、登載日から令和7年3月31日までです。

6. 名簿登載の取消し

次の事項に該当する場合は、名簿登載を取り消します。

- (1) 名簿登載を辞退した場合
- (2) 受験資格を欠いていることが明らかになった場合
- (3) 品川区職員として採用された場合
- (4) 任用に関する照会に正当な理由なく応答しない場合
- (5) 心身の故障その他の事由により、職員として適性を欠くことが明らかとなった場合

7. 採用について

採用は、任用する職やその任期等が決定し次第、名簿登載者の中から行います。
なお、名簿に登載されていても、必ず採用されるとは限りません。

8. 選考方法・選考日程

(1) 第一次選考

選考方法	書類審査 ※ 申込書により書類審査を行います。
合格発表	随時通知 ※ 合否に関わらず、受験者全員に通知します。 <u>※ 第一次選考合格者には、第二次選考の実施案内（日時・場所等）を通知します。</u>

(2) 第二次選考（第一次選考合格者対象）

選考日	随時通知
選考方法	面接
最終合格発表	随時通知 ※ 合否に関わらず、第二次選考受験者全員に通知します。 ※ 面接を欠席した場合、辞退とみなし特に通知はありません。

9. 選考（面接）会場

品川区役所（品川区広町2-1-36）

（JR京浜東北線・りんかい線・東急大井町線「大井町駅」徒歩8分、または東急大井町線「下神明駅」徒歩5分）

※ 選考会場の詳細は、第二次選考の実施案内でお知らせします。

10. 申込方法

所定の申込書または市販の履歴書に必要事項を記入し、品川区保育課まで、郵送または持参してください。

方法	受付時間等
郵送申込	※ A4判が入る大きさ（角形2号）の封筒に入れ、表に赤字で「会計年度任用職員採用選考申込書在中」と明記し、 <u>簡易書留で郵送してください。</u> なお、簡易書留によらないものの事故については責任を負いません。
持参申込	午前8時30分～午後5時00分 ※ 土・日曜日および祝日を除く。

11. 勤務条件等 ※ 令和6年4月1日現在

(1) 勤務時間・勤務日数

別表のとおり

※ 勤務日は原則として月曜日から金曜日までの間となりますが、土曜日・日曜日・祝日法による休日が勤務日となる場合があります。

※ 公務のため必要がある場合は、所定の勤務時間以外に超過勤務を命じる場合があります。

(2) 勤務場所

別表のとおり

(3) 報酬

別表のとおり

別表に記載の報酬のほか、期末手当、通勤手当および超過勤務手当に相当する報酬等が規定に基づき支給されます。

(4) 休暇等

勤務形態に応じて、年次有給休暇、夏季休暇、慶弔休暇等の休暇を取得できます。

(5) 社会保険・福利厚生

勤務形態に応じて、社会保険（健康保険・厚生年金保険）および雇用保険に加入します。また、労働災害補償または公務災害補償の対象となります。

地方公務員等共済組合法の改正により、社会保険の加入対象者は、共済組合員となります。詳細については、別途ご案内します。

12. 郵送・持参・問い合わせ先

〒140-8715 品川区広町2-1-36

品川区役所子ども未来部保育施設運営課保育管理担当(第二庁舎7階)

電話：03-5742-6597(直通) FAX：03-5742-9178

※ 選考内容・結果についての問い合わせには応じられません。

個人情報の取扱いについて

個人情報については、個人情報の保護に関する法律に基づき、適切に管理します。

ご提出いただいた書類は、規定に基づき保存年限経過後に廃棄します。

《参考》 地方公務員法第16条

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

1. 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
2. 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
3. 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
4. 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(注) 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者は受験できません。